

## 令和7年度：年金収入のみの場合

※扶養のあるかた、障がい者、ひとり親、寡婦、未成年に該当するかたは基準が異なります。

### 65歳未満のかた (昭和35年1月2日以後生まれ)

年金収入 0円 101万5千円

102万円

105万円

### 65歳以上のかた (昭和35年1月1日以前生まれ)

年金収入 0円 151万5千円

152万円

155万円

住民税・森林環境税  
非課税

住民税**非課税**  
森林環境税**課税**  
1,000円

住民税(均等割)**課税**  
4,500円  
森林環境税**課税**  
1,000円

住民税(均等割+所得割)**課税**  
4,500円 + 課税所得の10%  
森林環境税**課税**  
1,000円

税法上（所得税・住民税）の扶養となれる

雑所得 0円 41万5千円

42万円

45万円 48万円

